

令和7年度第2回京都市男女共同参画審議会 議事録

- ＜日 時＞ 令和7年9月2日（火）
午後2時～午後3時35分
- ＜場 所＞ 京都市役所本庁舎 第1会議室
- ＜出席委員＞ ※ 敬称略、五十音順
芦田 光一（市民公募委員）
奥野 美奈子（京都銀行常務取締役）
笹山 文美代（一般社団法人京都市地域女性連合会理事）
里内 友貴子（弁護士）
多賀 太（関西大学文学部教授）
谷口 洋子（京都府医師会副会長）
西岡 歩（日本労働組合総連合会京都府連合会副事務局長）
藤林 夏実（市民公募委員）
藤本 哲史（同志社大学政策学部教授）
丸山 里美（京都大学大学院文学研究科教授）
- ＜欠席委員＞ 佐々木 元勝（特定非営利活動法人ファザーリングジャパン関西）
南野 佳代（京都女子大学法学部教授）
- ＜オブザーバー＞ 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会
京都府文化生活部男女共同参画課
- ＜議 題＞ 1 第6次京都市男女共同参画計画に係るパブリック・コメントの実施について
2 第5次京都市男女共同参画計画の進捗状況について
3 報告事項

＜発言内容＞

【1 第6次京都市男女共同参画計画に係るパブリック・コメントの実施について】

里 内： 資料3について、本計画が令和8年に発行される資料であるという前提に立って意見を申し上げる。

8ページに、国の動向との記載がある。これについて、女性活躍に関しては女性活躍推進法の有効期限が延長されたのでその情報をアップデートしていただきたい。

また、次の段落では育児介護休業法の改正に触れているが、令和7年10月施行が最新情報と思われるので、発行までの間、他にも動きがあるかもしれないが、適宜アップデートをお願いしたい。

事務局： 他の項目も含め、適宜更新してまいる。

里 内： 関連して、12ページの「女性の年齢階級別有業率の推移」の表では、令和4年度にはM字カーブがまた少し深くなったという残念な結果が記載されているのだが、これについては令和4年のデータが最新か。

総務省の就業構造基本調査について、より令和8年に近い年度の結果が示されているのであれば、そちらを載せていただきたい。

事務局： 御指摘の資料については、就業構造基本調査が5年ごとの実施であり、現在のデータが最新である。

芦 田： 資料 3 の 13 ページ「週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合」について、京都市では、全国と比較して週間就業時間が長い雇用者が男女ともに多い傾向が見られる旨の記載があるが、その根拠となる数値の記載が見受けられないように思う。

全国比較の数値や、京都市、あるいは京都府が、他の都道府県と比較したとき全国で何番目なのかというようなデータがあればと思う。

事務局： お示しの資料において「全国と比較して」と記載しているのは、その上の図表 9 に記載の全国値において、令和 6 年度は男性が 6.9%、女性が 1.7%と示されているものと比較した表記であった。

御指摘に関連して、京都府の週間就業時間 60 時間以上の労働者の割合は全国 47 都道府県中 46 位となっており、これについては、京都府や京都労働局、経済団体等と連携して女性活躍推進に向けた取組を進める「輝く女性応援京都会議」の会議でも、改善に向けた取組が特に必要な課題として話題に上がっている。

京都市との比較という観点では、他の政令指定都市と比較するのが最もふさわしいと考えられるが、政令市のデータがまとまって公表されているものが見当たらないため、別の方法で京都市のポジションを分かりやすくお示ししたい。

多 賀： 議論の整理のため確認したい。芦田委員からの御質問、御要望はつまり、京都市についての全国的な立ち位置のデータを示してほしいということか。

芦 田： ここに記載があるのが京都市であるから、京都市の全国的な立ち位置を示す資料があればよいが、それがなければ京都府でもよいので、全国的な立ち位置を示してほしい。

多 賀： 図表 9 のような経年変化がみられる京都市のデータが必要ということか。

芦 田： 文言と対比できるような数値を記載いただきたいと思います。

多 賀： 文言では京都市の週間就業時間 60 時間以上雇用者の割合について、男性が 10.4%、女性が 3.2%と記載されており、また、図表 9 では、令和 6 年の全国値について男性が 6.9%、女性が 1.7%との記載があって、全国と比較して京都市の方が割合が高いと理解できたが、もう少し詳しい記載をということか。

芦 田： 京都府は全国で 46 位といった具体的なランキングのものがあれば良いと思う。

事務局： 先ほど御説明のとおり、京都市と政令指定都市を比較するのは難しいが、参考数値として、全都道府県のうち京都府の位置付けがどのぐらいなのかについて記載を検討する。

谷 口： 14 ページの「男性の育児休業取得率」について、京都市役所職員の取得率が高いことを知ることができたのだが、ここでの育児休業の定義はどういうものか。

育児休業を取る旨の書類を提出するだけ、とか、少なくとも 1 か月は取っている、等の定義はあるか。

形式上というか、3日だけ育休を取って復帰しているというような人が多いのではないかと懸念しているので聞きたい。

事務局： 期間によらず、実際に育児休業を取得した職員の割合である。

谷 口： 全国の数値についても、国家公務員 80.9%というのは非常に高いように見えるが、実際はどうか懐疑的である。医師会や病院でも、男性医師の育児取得率向上が叫ばれている中、3日だけ取得したという人が非常に多い。取得の定義については統一していただいたほうがいいと思う。

事務局： 京都市職員の育児休業取得期間については、後日御提供したい。

育児休業取得の定義については、実際に取得した者のみをカウントしており、御指摘のように、休業期間が非常に短いとしても、取得したとカウントされる集計ではある。

公務員に限らず、あらゆる雇用者において、男性育休の取得率が向上しても、取得期間が極端に短くては意味がないのではないかという点も踏まえた啓発が必要と考えている。

多 賀： 次期計画に期間に関する資料も追加することは可能か。

事務局： 検討させていただく。また、取得しただけでは十分ではないということも示したい。

奥 野： 「ウェルビーイング」という言葉について、資料3の3ページで、「誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす「ウェルビーイングな社会」との記載があり、これが京都市による定義と認識している。

「ウェルビーイング」という言葉自体は、まだまだ市民にとっての共通言語とは言えないため、あえて「本計画では」と記載しているこの部分こそが、京都市の目指す「ウェルビーイング」なのだということを、分かりやすく定義表現にした方がよいのではないか。

例えば「ウェルビーイング」というと、単純に「幸せ」ということだと認識される方もおられる中で、この計画ではもっと深い意味合いで「ウェルビーイングな社会」を目指そうとしていることを示すためには、「幸せや豊かさをもたらしている社会＝ウェルビーイングな社会」と定義し、その実現を目指します、という表現とする方が市民にとって受け入れやすいのではないか。

次に、30 ページの一番下の段落で、「誰もが」から始まる文章の途中に「仕事との両立の下、調和させながら追求できる社会」と記載があるが、調和させながら、何を追求しているのかが不明瞭だ。「生きがいややりがい」というのがここで書かれないことだと推察したので、それを明記された方がよいと感じた。

続いて、32 ページの冒頭に、「「輝く女性応援京都会議」において、オール京都体制で」と文章が始まっているが、この計画は京都市の男女共同参画計画であるということを鑑みれば、「様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる暮らしやすい社会の実

現を、輝く女性応援京都会議などの多様な主体とともにオール京都体制で目指す」といった表現の方が良いのではないかと思う。今の文章のままだと、輝く女性応援京都会議が女性活躍の推進のベースであるように思われ、それは素晴らしいことではあるが、会議体でというより、京都市が主体的に計画を推進していくというメッセージを出したほうがより納得感が強いと思う。

事務局： まず1点目の「ウェルビーイング」という言葉の定義について、この言葉は元来 1947 年に採択された WHO 憲章の中で示された言葉であり、その当時から、非常に包含性が高く、どんなものでもそこに含まれるようで、いささか捉えづらい概念であると認識している。

今回の計画ではこれを最上位に掲げるものとしているが、男女共同参画の分野のみならず、京都市全体の計画においても「ウェルビーイング」を上位概念として位置付けようとして議論が進んでいる。その中で、京都市における「ウェルビーイング」の定義づけについて、非常に丁寧に検討がなされており、我々としては、男女共同参画の視点から「ウェルビーイング」とはどうあるべきかということについて、しっかり考えていく必要があるものの、一方で京都市全体としての方向性も見据えながら「ウェルビーイング」の定義付けをしていきたい。

次に 30 ページの最終段落について、御指摘を踏まえ修正させていただく。

続いて、「輝く女性応援京都会議」については、京都市の計画としての主体性を持たせつつ、一方で、国、京都府、経済団体、労働団体を含めたオール京都体制で女性活躍に取り組む体制については、女性活躍推進法の延長に併せて、引続き維持されるものとして議論がなされているところでもあるので、それらを両立させる表現に改めたい。

多 賀： 確認だが、3 ページの「ウェルビーイング」に関する表記については、パブリック・コメントの前に修正をされるのか、それとも最終的に修正されるのか。

事務局： 京都市全体としての「ウェルビーイング」像は、比較的長い時間をかけて定義されていくので、それとどう時期的にシンクロさせていくかについては、御指摘も踏まえて検討させていただきたい。全く別のものにならないようにしないといけないと考えている。

藤 林： 14 ページの「男性の育児休業取得率」について、厚生労働省の雇用均等基本調査では、令和 6 年の数値も出ており、48.5%と非常に上昇している。

一方で、民間企業のうち、従業員の数が 100 人以上の事業規模で、育児休業取得率は 50%を超えるものの、従業員数が 5 人から 29 人の企業では取得者が 25.1%と非常に低かった。京都市は小規模な企業が多い印象があるので、こういったところの改善に力を入れていただきたい。

また、「育児休業取得率は上昇している」というポジティブなコメントがあるが、申し上げたような企業規模による差や、先ほど話題に出た取得期間等、今後の課題についても記載があった方がよいと思う。

事務局： 育児休業の取得について、今後の課題も含めて記載することについては検

討させていただきます。

多 賀： 2025 年度の民間企業の育児休業取得率について、速報値が出たのでそちらも記載いただきたい。

事務局： そのようにさせていただきます。

里 内： 資料 3 の 15 ページの真ん中辺り、「男性には男性の、女性には女性の感性があるものだ」という考え方について、肯定回答が過半となっており」という記載がある。

これに対し、マイナス評価として、「市民の間に根深く残る性別観も見受けられる」と記載されているのだが、これについては非常に難しい話だと思っている。

例えば、資料 7 の第 5 次京都市男女共同参画計画に基づく令和 6 年度の取組実績報告書では、「女性の視点が市政の隅々に行き渡るよう」ということも書かれており、個人的にはそれが間違いだと思っていない。

「女性には女性の感性がある」ということについて、成育の過程において画一的な環境に身を置いてきたために、後天的に非常に似通った視点を持つようになるという側面があると思われる。そういった、女性の視点が市政の隅々に行き渡るように、例えば防災などにそういう視点を取り入れていくことで意味が出てくる、というように理解している。

今後、人の育つ環境などが多様になっていけばそういった話が出てくることもなくなると思うが、まだ人々の間に共有されている感覚であると認識している。

そういった含蓄のある話がこの箇所には含まれているので、それを工夫した表現にするか、あるいは必ずしも完全に間違いだというようなメッセージにはならないようにしていただきたい。

事務局： 市民意識調査における、性別に係る固定観念に関わる項目の中で唯一肯定する回答が過半となっているという点で、この設問に非常に特異性があると受け止めている。

一方で、この計画の中で、政治、防災でなど様々な分野への女性の参画、女性の視点を取り入れ、活かしていく必要があるということも指摘している。

市民意識調査での、「男性には男性の、女性は女性の感性があると思うか」という設問は、意図としては「先天的にある」という考え方について肯定するかどうかを問う意図であったが、先天的なものを問うているのかどうかについては記載がなく、あいまいになってしまっているため、次回以降の調査でその点を考慮すべきであるのと同時に、この計画においても、先天的なものと後天的なものをしっかり区別して記載しなければ、ダブルスタンダードに見えかねないと感じたので、改めて計画案を精査した上で必要な修正をしていきたい。

多 賀： 里内委員御指摘の箇所について、最後の「市民の間に根深く残る性別観も見受けられます。」の部分を削除するのはいかがか。

市民意識調査の結果については事実として記載を残してもよいと思うが、

後段が否定的な表現になっている。

特定の考え方が行動や言動に現れることで、他者に対して差別的になったり、生き辛さにつながってしまうという状況は望ましくないものの、思想・良心の自由もあり、市民がどう意識しているかについて行政が何か規定するようなことは避けたほうが良いのではないかと思うので御検討いただきたい。

事務局： この部分の表現については再度検討する。

今後、市民意識調査を実施する際には、視点や感性、あるいは男性ならではの、女性の、など文言の使い方によって、捉え方が変わってくると思うので、表現について検討したい。

西 岡： パブリック・コメント実施中に開催する大学生によるワークショップについて聞きたい。メンバー構成については、男女共同参画やジェンダーについて興味を持たれていたり、専門的に勉強・研究をされている学生の方に限定して集められるのか。多くの方から御意見をいただくというのは非常に重要だと思うので、何か決まっていることがあれば聞きたい。

また、京都市内には学生が多いと言いながらも、大学を卒業されると市外に出て就職される方が多いと聞く。

そういったことも考えると大学生の方の生の意見というのは重要だと思うが、こういった観点に基づいて大学生から御意見を聞き、それをどのようにこの計画に反映させていくのか、方向性があれば聞きたい。

事務局： 大学生によるワークショップに関して、メンバーについては、専攻されている分野によって限定するということは予定していない。男女共同参画の推進に関する本市の施策に関心を持っていただける方で、大学生、大学院生の方を広く募りたい。

お住まいの地域や通っておられる大学の所在地についても今回は不問としたい。

募集方法については、本市の大学政策担当部署が運営する、充実した学生生活を送るための情報を提供するアプリ「KYO-DENT」を用いた大学生への周知募集を予定している。このアプリは、3万以上のダウンロードがあり、学生への周知方法として発信力があると考えている。

その他、各大学の総務担当者等の方々に向け、周知依頼のメールも送付する予定である。

募集の詳細が決定次第、審議会委員の皆様にも案内させていただきたく、また、お心当たりの学生さんがおられる場合はお声掛けいただければありがたい。

学生の方からこういった観点に基づいて意見をいただき、今後どのように展開していくのかという点については、男女施策に限定せず、若い年代の方々の価値観、また将来像などに関して、幅広く意見をいただきたいと考えている。

とりわけ近年、報道等において、10代20代の若年層、いわば今後の社会

を担っていく年代と、御年配の年代との間での、職業観・家庭観など価値観の隔たりが指摘されることがある。そういった隔たりがあるとすればどういったもので、それを今後の施策展開にどのように踏まえるべきかという点について御意見やヒントをいただけるのではないかと考えている。

御指摘があった大学生の流出の対策に通ずるところもあるのではないかとといったことも念頭に置いて意見を伺いたい。

藤 本： 前回の審議会で、性別により異なる健康課題について、もう少し具体例を記載いただいた方が良いのではないかという意見を述べたところ、資料3では、18 ページにいろいろと具体例を挙げてあり、大変分かりやすくなったと感じている。

資料2の概要版においても、3 ページに同様の事項について「現状と課題」としてまとめていただいているが、この4行だけを見ると性別により異なるというニュアンスが見当たらない。そこで次のように修正されるのはどうか。

「全ての人が持続可能な形で自らの理想とすべき生き方を追求できる社会の実現のためには、自らの身体の特性や健康課題に対する正しい知識を習得し」の「自ら」の部分を変更して「男女で異なる身体の特性や健康課題に対する正しい知識を習得し」とすると、「性別により異なる」というニュアンスが反映されると思われる。

また、資料2の3 ページの上から2つ目の「女性の社会参画、女性活躍について」と、資料3の32 ページの施策方針の「女性活躍の推進」の「現状と課題」に出てくる「より公平で、包括的、かつ強靱な社会を構築するためには」という表現について、気になったのが、「包括的な社会」とはどういう社会なのかという点である。この表現はあまり聞いたことがなく、これが「インクルージョン」を指しているのであれば、「包摂的な社会」がよく用いられるので、御提案させていただく。

加えて、「強靱な社会」という表現について、「強靱」とは、標準的には強いという意味で、壊れない、負けないというニュアンスで使われるかと思うが、京都市としてはそういう社会を目指しているのか。

京都基本構想には「強靱」という言葉を見つけることができず、どこからその「強靱」という言葉が出てきたのか聞きたい。

事務局： 性別により異なる健康課題について、概要版での記載に十分に盛り込めていないという御指摘については、修正を検討したい。

次に、「包括的」については御指摘の通り「インクルージョン」、「インクルーシブ」という言葉を日本語にしたものだが、何が最もふさわしい言葉になるか、お示しいただいた「包摂」含めて検討させていただきたい。

「強靱」については、本市がこの10 年来「レジリエントな都市づくり」を目指しており、そのニュアンスとしては、単に強い、硬い、頑丈なというよりも、震災やパンデミックにより社会が揺らいだとしても、また元の状態にしっかりと戻ることのできるような強さというのが念頭にあって盛り込んだものである。この件についてまた補足等あれば追ってまた御案内差し上

げたい。

これらの点について、英語や片仮名を漢字にする際には、うまくニュアンスを伝えきれない場合があることを踏まえて見直していく必要があると感じている。

藤 本： 「強靱」という言葉を調べてみると確かに「レジリエント」という言葉が出てきた。

私個人としては「レジリエント」と言われた方が正直分かりやすいところだが、この言葉はまだ市民権を得ていないと思うので、「回復力のある」等の表現をした方が良いのではないかと考える。

事務局： 「レジリエンス」には様々な意味合いが込められていると考えている。例えば、「誰かに頼ってもいい」というニュアンスなど、単純に「強さ」だけを表現しているのではないと認識しているので、日本語の当てはめ方としてこれが適切かどうか、もう少し検討させていただきたい。

多 賀： 資料1のリーフレットについて、裏に意見を書くフォームがあり、ここに手書きで書いて持参すればよいのかと思うが、電子メールやWebフォームで提出する場合は、どういうフォームなのか、字数は自由なのか等聞きたい。

また、資料3では、男女共同参画は女性はもちろん、男性や性的マイノリティの人にも資するものだということが十分伝わってくるが、資料2の概要版の方では少しその点が弱いのではないかと思われ、概要版だけを読み、「男女共同参画は女性だけの問題」という印象を持たれることを懸念している。特に今回DV対策と困難な問題を抱える女性への支援が一体となり、そのこと自体は良いと思うのだが、それに連動して概要版の3ページの4つ目の項目を読んだときに、「DV＝女性の問題」という誤解を市民に与えないかと懸念するので、概要版で工夫をしていただきたい。

加えて、資料3の34ページの施策方針3の現状と課題の3つ目の項目に、「市民の意見の中には男女共同参画という言葉が男性と女性の分断を生む可能性について指摘する声も見受けられ」という表現があるが、この意味がいささか不明瞭である。

「指摘」という言葉が使われているが、「指摘」というとあたかもその意見が正しいような印象を与えるので、何かもう少し中立的な、例えば「男性と女性の分断を生むことを懸念する声も見受けられ」といったような表現に改めていただき、ここで何を伝えたいのかを明確にする方がよいと思う。

さらに、資料4に記載があるが、以前私が、男女共同参画は女性にも男性にもメリットがあるということをアピールしていただきたいとお伝えしたのを受けてここを対応していただいたということだが、まだちょっと伝わりきらないようなものを感じる。男女双方、さらには性的マイノリティの方も含めてメリットがあるということが伝わる言葉にしていきたい。

事務局： パブリック・コメントの提出方法について、いずれの方法においても字数、様式は自由である。

リーフレット裏面の意見記入欄は、手書きで提出される場合の書きやす

さに考慮して用意したものであるが、リーフレットを用いない御意見についても承る。

電子メールについても、ワードファイルで作成し添付いただく、メール本文に記載していただくなどの方法で提出いただいても承る。

Webフォームについては、現在お示しできる案がないのだが、リーフレット裏面と同様の項目を準備させていただく予定で、文章量については手書きの場合よりも多く記載いただける点がメリットかと思う。その辺りも踏まえて、より書きやすいWebフォームとなるよう工夫して参りたい。

概要版について、女性だけでなく男性や性的マイノリティの人々にとっても重要だという点がもう少し伝わるようにという御指摘をいただいたので、計画全体版の方を踏まえ、概要版の現状と課題に追記する方向で検討させていただく。

資料3の34ページの「男女共同参画という言葉が、男性と女性の分断を生む可能性について指摘する声」という表現は、市民意識調査において、女性支援の施策に対する男性からの反発ともとれるような意見があったことを念頭に置いてのものだが、そうした意見が正しいと考えているものではなく、そういった考えを含め、多様な考え方を持たれる方々がおられることを念頭に置きながら、皆様に届く啓発を行っていく必要があると考え、そのような記載とした。

本市がそうした考え方を正しいと認識していると受け止められることのないよう、適切な文言を検討して参りたい。

【2 第5次京都市男女共同参画計画の進捗状況について】

里 内： 資料6の1ページ目、DVに関する取組の記載の中で、「子どもを巻き添えにした暴力」という項目がある。これについて、どのような定義か、こういったものをイメージしたら良いかについて教えていただきたい。

事務局： 内容としては、主に子どもの面前での暴力が最も多い。

里 内： 例えば、被害者である親が、子どもの面前ではないところで暴力を受けていて、子どもを連れて家を出るという、いわゆる連れ去り別居などはカウントされていないのか。「巻き添えにした」という語感からどこまでが含まれているのか疑問に思っただけ。

事務局： いわゆる連れ去り別居のようなケースは含まれていない。

含まれているのは、子どもの面前の暴力や、子どもにもう一方の親の悪口を言う、言わせるなどの、子どもを関与させた暴力を指している。

里 内： 来年から選択的共同親権の制度が導入されるので、こういった統計は資料として比較分析していく価値があると感じており、定義が分かるように明記していただけるとありがたい。

資料3の24ページにも同様に、「子どもを巻き込んだ暴力」という記載があるので、可能であれば脚注か何かに入れていただけると、将来見返した際、

資料としての価値が高まるように思う。

事務局： 取り入れさせていただく。

多 賀： 資料6の2ページ目の一番上のエの「加害者との関係」のところで、性別中立的な言葉か男性を指す言葉しかないが、相談・支援を受けられるのは女性だけという理解で正しいか。

事務局： （1）は京都市DV相談支援センターにおける状況を記載しており、対象は女性の被害者のみである。

里 内： 男性が被害者の場合の統計は取っていないか。身体的暴力、精神的暴力などにより、家庭で追い詰められる夫というのでも十分状況として考えられ、実際にそういった相談を受けたこともある。こうした点について男女共同参画の観点から何か対策を練る場合、そういった数値もあれば対策が実効的なものになると思う。

事務局： 男性の相談についてはウィングス京都で実施しており、令和6年度の電話相談53件に含まれるほか、男性被害者の内訳についても統計を取っており、次回以降資料に記載させていただく。

里 内： それは身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力など、そういった内訳まで拾えるデータであろうか。

事務局： 手持ちの資料から紹介させていただくと、ウィングス京都で行った令和6年度の男性相談のうち、DVに関する相談が24件であり、うち加害相談が15件、被害相談が9件であった。

暴力の種類による内訳データもあるので、それについても、次回以降記載させていただきたい。

里 内： 「ウェルビーイング」に向けた男性へのアプローチが検討できるほどの資料なのか、あるいは対象数が少なく、データとしては使えないということなのかについても、併せて御検討いただきたい。

事務局： 令和5年度は、男性相談のうち加害者からの相談は22%であったが、令和6年度には63%となり、大幅に加害者からの相談が増えている。

こうした状況について、加害男性が自らの行為をDVと認め、やめたいが、そのためにどうしたらよいのかということで相談されている状況と考えられ、男性の意識と行動が変化しているのではないかと捉えている。

里 内： そういったデータは女性に対する支援を考える上でも非常に良いものだと感じた。

【3 報告事項（ウィングス京都の今後の方針に係る現状）】

事務局： 6月27日に開催した前回の男女共同参画審議会において現状報告をさせていただいた後、7月18日付けで当時の検討状況やセンターの一部を活用する事業者の選定について、メールやファクシミリにて委員の皆様へ報告させていただいたが、改めて御報告させていただく。

ウィングス京都については京都市男女共同参画計画を推進する中核施設であり、この考え方は次期男女計画においても一貫しているところである。

男女共同参画センターとしての機能の維持向上はもとより、施設の認知度のさらなる向上、また幅広い世代の利用促進に向け、民間の活力も取り入れながら、魅力溢れる、より開かれた公共施設としていきたいということで検討を行っている。

これらの実現に向けて、1階にあるウィングス京都の事務所機能などを2階に移すことで、3階に併設する中央青少年活動センターとの連携を図り、より効率的、効果的な事業展開や、相乗効果を発揮してまいりたいと考えている。

併せて、施設の南側に隣接する御射山公園や東側に隣接する高倉小学校など、多様な地域の主体との連携も検討している。

このレイアウト変更に伴い生じる1階スペースに民間活力を導入することで、市民の皆様により親しまれる施設を目指していくこととしている。

7月28日に活用事業者の公募を開始しており、同日に審議会委員の皆様にもその旨をメールまたはファクシミリでお伝えした。

公募については、9月24日締め切りとし、10月上旬に開催予定の選定委員会の審査を経て、活用事業者を決定する予定である。

民間の活用事業者には、今回の取組を通じ、我々とともに、男女共同参画社会の推進に取り組んでいただきたいと考えており、また京都市男女共同参画推進協会や、京都市ユースサービス協会など、施設の指定管理者とも連携して、様々な事業展開を図っていくことで、多様な方々が集い、交流を生み出す、それによってにぎわいを創出し、併せて、男女共同参画や女性活躍に資する機能の充実も図って参りたいと考えている。

なお、今後、施設機能の再配置も含め、一部の機能を見直していくこととしているが、施設の廃止に当たっては、京都市会において改めて条例改正案を提案する予定である。

検討状況については、今後とも、審議会委員の皆様に情報提供させていただきつつ、御意見を伺いながら進めて参りたい。